

倫理綱領 改正の理由

理事会にて、近年の社会通念の変化を受けて、倫理綱領を見直す時期にあるとの意見があった。他の公認心理師協会の倫理綱領等も参照し、以下の項目について改正することについて理事会にて承認された。このため、以下のとおり改正してよいか、伺います。

倫理綱領 新旧対照表

新倫理綱領	旧倫理綱領
<p>第1条 基本的倫理（責任）</p> <p>1 会員は、基本的人権を尊重する。会員は、人種、宗教、性別、<u>性自認、性的指向、</u>思想及び信条等で人を差別したり、嫌がらせを行ったり、自らの価値観を強制したりするなどの人権侵害をしないよう努める。</p> <p>第6条 臨床心理業務とかかわる営利活動等の企画、運営及び参画</p> <p>2 テレビ、ラジオの出演又は一般雑誌等への執筆、<u>SNSの利用等</u>においては、対象者に関する守秘義務はもちろんのこと、対象者の人権と尊厳を傷つけることがないよう細心の注意を払うこと。また心理査定用具並びにその具体的使用法及び解釈法の公開は避けること。</p>	<p>第1条 基本的倫理（責任）</p> <p>1 会員は、基本的人権を尊重する。会員は、人種、宗教、性別、思想及び信条等で人を差別したり、嫌がらせを行ったり、自らの価値観を強制したりするなどの人権侵害をしないよう努める。</p> <p>第6条 臨床心理業務とかかわる営利活動等の企画、運営及び参画</p> <p>2 テレビ、ラジオの出演又は一般雑誌等への執筆においては、対象者に関する守秘義務はもちろんのこと、対象者の人権と尊厳を傷つけることがないよう細心の注意を払うこと。また心理査定用具並びにその具体的使用法及び解釈法の公開は避けること。</p>